

○司法警察員の指定に関する取扱規程

(昭和 29 年 11 月 25 日本部訓令第 19 号)

改正 昭和 34 年 10 月 24 日本部訓令第 6 号 昭和 35 年 5 月 30 日本部訓令第 9 号
昭和 37 年 10 月 13 日本部訓令第 19 号 昭和 38 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号
昭和 40 年 8 月 17 日本部訓令第 8 号 昭和 43 年 1 月 10 日本部訓令第 1 号
昭和 47 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号 昭和 53 年 2 月 1 日本部訓令第 3 号
昭和 57 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号 昭和 61 年 3 月 28 日本部訓令第 7 号
平成 7 年 3 月 15 日本部訓令第 3 号 平成 14 年 9 月 30 日本部訓令第 21 号
平成 31 年 4 月 26 日本部訓令第 10 号

司法警察員の指定に関する取扱規程を次の通り定める。

第 1 条 この規程は司法警察員等の指定に関する規則第 1 条第 2 項に基き、鳥取県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定する場合の事務取扱について定めるものとする。

第 2 条 鳥取県警察に勤務する巡査のうち司法警察員に指定することのできる範囲は次のとおりとする。

- (1) 鳥取県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する巡査
- (2) 警察署に勤務する巡査

第 3 条 前条に掲げる各部所属長及び署長は巡査のうち特に司法警察員に指定することを必要と認めるものがあるときは、別記第 1 号様式により警察本部長に指定の上申をしなければならない。

第 4 条 警察本部長は前条の上申があつたときは、指定しようとするものの事務的能力、勤務配置の状況等を考慮の上司法警察員に指定することが適当であると認めたときは、これを司法警察員に指定することができる。

第 5 条 この規程により指定を受けた司法警察員が配置換のあつたときは、新配置所属の長に於て引続き司法警察員に指定を必要とする者については、第 3 条に準じて指定の上申をしなければならない。

2 所属長は分掌異動によつて司法警察員の指定を解除する必要があるときは指定解除の上申をしなければならない。

第 6 条 この規程の事務は警務課に於て取扱い別記第 2 号様式の司法警察員指定名簿を備付け常に指定、解除の状況を明確にして置かなければならない。

附 則

昭和 29 年 7 月 1 日鳥取県本部訓令第 3 号の規定による司法警察員は、この訓令によつて指定されたものとみなす。

附 則(昭和 34 年 10 月 24 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 34 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 35 年 5 月 30 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 10 月 13 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 37 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 38 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 8 月 17 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 40 年 8 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 1 月 10 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 2 月 1 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 15 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 26 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

別記第 1 号様式

司法警察員指定(解除)上申書(所属長名)

[別紙参照]

別記第 2 号様式

司法警察員指定名簿

[別紙参照]

別記第 1 号様式

司法警察員指定（解除）上申書（所属長名）

係 別	氏 名	巡査拝命 年 月 日	上 申 事 由 〔 解除上申の場合 は必ず指定年月 日を記入のこと 〕	勤務成績 〔 解除上申 の場合は 不要 〕

注 勤務成績には本人の事務的能力の有無についても具体的に記載すること。

別記第 2 号様式

指定番号	指定年月日	所 属	官 職	氏 名	備 考
	解除年月日				